

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

隔週水曜日発行

第809号

## 空き家調査のお知らせ

本町では、現在、町内全域の空き家を対象とした状態把握調査を実施しています。定住対策を進めるため空き家の所有者の人へ近所にある空き家をご存じの人はぜひお知らせください。

### ○ 調査概要

町内の空き家の状態把握調査

空き家の場所

持ち主とその連絡先 分かれば)

以上の点をお知らせください。

### ○ 調査期間

3月31日(木)まで

### ○ 提供方法

電話、FAX、メールでお知らせください。

### ○ その他

調査期間は3月末までとなりますが、新たな情報がありましたら、期間終了後も年間を通じてご連絡いただければ幸いです。

### 問い合わせ先

総務課 定住担当 電話 76-22223

FAX 76-22003

Mail:info@town.motoyama.kochi.jp

## 本山町営住宅入居者公募のお知らせ

### ◇ 本山町特定公共賃貸住宅 地主脇ハイッ

一 住宅の所在地 本山町本山457番地3

二 公募戸数 6戸(木造)

三 1戸あたり床面積 約32平方メートル

四 間取り 1DK 洋室 6畳1室、DK 6畳、浴室、トイレ 洋式水洗)、駐

車場1台

### 五 家賃、敷金等

家賃 23,000円、敷金 家賃の3ヶ月分

共益費 浄化槽の維持管理費等

○ 入居者の資格

・自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、

単身で入居しようとする者。

所得が月額15万8000円以上25万9000円以下のもの。また、若年者で将来所得の上昇により基準月額に達する見込まれる者。但し、法定定められた居住の安定を図る必要がある者については上限が48万7000円以下とする。所得は、控除後の金額で扶養者の有無によっても異なるため、詳細は問い合わせください。

税等の滞納がないこと。

・暴力団員でないこと。

○ 申込方法

役場総務課備付 本山町営住宅使用許可申請書」に必要事項を記入し、入居予定者の住民票、所得金額の証明、税務課の発行する所得・課税証明書等を添付して総務課へ提出してください。

○ 申し込み期限 2月17日(木)まで

○ 申し込み先

総務課 住宅担当 電話 76-22223

問い合わせ先

総務課 住宅担当 電話 76-22223

## 協働について考える研修

### 内容

行政と住民とが、緒になって地域の未来を考える研修です。人と人が関わりあって地域を盛り上げる。そんな関係を目指します。

日時】 3月4日(金)

午前10時～午後4時まで

場所】 うち勤労センター

講師】 株式会社行政マネジメント研究所 池田玲子氏

プログラム】

◇協働環境の整備とその実態

◇協働のための条件と契約

◇協働実践のプロセス

◇協働推進のために

この研修のキーワードは、行政主導の協働から地域主導の協働へです。行政と住民とがより良いパートナーとして関わるようができるよう、これから何をすべきかみなで考えましょう。

定員】 24人

申込み方法】 2月15日(木)までに次の項目を問い合わせ先に送ってください。

◆氏名(ふりがな)、住所、性別、電話番号、職業

問い合わせ先 申込み先】 総務課 研修担当

電話 76-22223

FAX 76-22003

メール info@town.motoyama.kochi.jp

### 森林への作業道整備を希望の方々へ

本山町では、間伐作業を推進するため「作業道の整備が重要である」と考え、「作業道の整備」に対して補助事業を用意しています。

そこで、平成23年4月以降において、森林内の樹木を間伐するために必要な作業道の整備を希望される方がいましたら、「ご連絡ください」。

役場にあります申込書に必要事項を記入いただき、3月4日(金)までに役場に提出をお願いします。なお、作業道整備予定場所も教えていただく必要があり、その際「協力をお願いします」。

※ 提出期日以降にも「調整」はありますが、平成23年度事業対象外となります。ご了承ください。

問い合わせ先

まちづくり推進課 産業振興班

電話 76-3916

### 高知地方事務所の庁舎移転のお知らせ

高知地方事務局は新庁舎に移転するようになります。【移転日】 2月14日(月) 【新所在地】 〒780-8506 高知市米田町2丁目2番10号

高知より「京都府同庁舎」

問い合わせ先

高知地方事務局

電話 0888-8822-3333 代表

### 軽自動車税についてお知らせ

軽自動車や、原動機付自転車等の税金は、毎年4月1日現在に所有している方に課税されます。次のような場合の申請手続は、3月31日(木)までに済ませて下さい。

- 所有者変更した場合
- 住所変更した場合
- 所有者がなくなった場合
- 紛失、盗難にあった場合
- 使用不能となった場合 等

また、身体等に障害のある方が所有する軽自動車については、一定の要件に該当する場合は、減免措置があります。なお、減免申請の受付期間は、納付書発送後から4月25日(月)までとなります。

問い合わせ先

住民生活課 税務班 軽自動車税担当

電話 76-2115

### 鳥インフルエンザ流行における対策について

最近、国内各地で鳥インフルエンザの発生が確認されていますが、すでに家庭等で飼われている鳥が鳥インフルエンザに感染する恐れがあります。飼育小屋等は清潔な状態を保ち、可能な限り野鳥と接しないような飼育に努めてください。

なお、飼われている鳥に異常が見受けられた場合は、左記まで連絡をお願いします。

問い合わせ先

家畜保健所 電話 82-0054 又は

まちづくり推進課 電話 76-3916

### 地上デジタル放送視聴のための

#### 低所得者支援の拡大について

総務省では、経済的な理由で地上デジタル放送をまだ視聴できない「H1K放送受信料全額免除世帯」に対する支援を行っています。

今回その支援の対象に「市町村民税非課税世帯」を加えるようになりました。具体的には、また地上デジタル放送に対応できない「世帯全員が市町村民税非課税の措置を受けている世帯」役場での証明書が必要)に、簡易な「ユニバーサル」を無償で給付(配送)します。

問い合わせ先

総務省 地上デジタル支援実施センター

電話 0570-026724

住民生活課 電話 76-2113

### インシンの電気柵及び

#### 捕獲檻の要請調査について

近年、インシンの食害等による農作物への被害が多くなっています。

そこで、インシンの電気柵及び捕獲檻の設置要請が、2月末日までに「調整」を完了させたいです。なお、予算の都合により、「調整」多数の場合のみ対応可能な場合がありますので、「ご了承ください」。

※ 申請書に関する事項や、他の要請も合わせて「調整」してください。

問い合わせ先

まちづくり推進課 産業振興班鳥獣事業担当

電話 76-3916

### 自動車の不具合情報をお寄せください。

国土交通省では、迅速なリコールの実施やリコール隠し等の防止のため、自動車不具合情報ホットラインを通じて、皆様のお車に発生した不具合情報を収集しております。お車に不具合が発生した際には、情報をお寄せください。

問い合わせ先

フリーダイヤル

0120-744-990 平日・日中

自動音声

03-35680-4434

年中無休・24時間

ホームページ

[www.mitgo.jp/RJ/](http://www.mitgo.jp/RJ/)

### 毎月第3金曜日は、高知地方裁判所 民事 家事相談の実施日です

高知地方裁判所職員のよる「民事 家事相談」を実施しますので、日頃の心配事や悩み事がありましたら、この機会に民事 家事相談をご利用ください。

なお、相談は事前予約制 相談日の1週間前までです。必ず、電話等により予約を入れてください。

○相談日 2月18日(金)

午後1時～3時30分まで

相談時間は、1組あたり30分です。

事前予約連絡先

総務課 電話 76-222223

### 毎月第3木曜日は行政相談の日です

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんのからの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、委員の自宅を受け付けるほか、毎月第3木曜日に町役場で定期的に開催される行政相談所でも受け付けています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

○日時 2月17日(木) 午前10時～正午

○場所 役場 階町民相談室

(変更になる場合があります。)

問い合わせ先

行政相談員 曾我部 巧

自宅/本山町本山3-1-6番地

電話 76-220007

### 古紙 布類 ペットボトルの 出っかじについて

古紙

○段ボール 新聞紙・広報紙・雑誌・シヨロスター等が対象となります。

○ひもで十字に縛り出して出してください。段ボール箱や袋に詰め出して出したりしないでください。

○シヨロスターは半透明の袋に入れて出してください。指定袋の必要はありません。

○カタログ誌などの梱包用パピールは取り除いてください。

布類

○衣類・タオルなどの布類で、過度な汚れ(泥や油汚れ)のないものが対象となります。

毛布や布団などは該当しませんので、燃えるゴミの出っかじしてください。

○半透明の袋に入れて出してください。指定袋の必要はありません。

○黒いビニール袋や段ボール箱、コンテナでは収集できませんのでご注意ください。

### ペットボトル

○リサイクルマークPETEERのついたペットボトルが対象となります。

○PETEERのマークがないものは該当しませんので、燃えるゴミの出っかじしてください。

○キャップ・リッセルをはずし、中を軽く洗浄してください。

○半透明の袋に入れて出してください。指定袋の必要はありません。

○黒いビニール袋や段ボール箱、コンテナでは収集できませんのでご注意ください。

古紙・布類・ペットボトルも、毎月第3木曜日に国道・県道のごみ収集場所または、指定された集会所等へ出すようにご協力をお願いします。

問い合わせ先

嶺北広域清掃センター

本山町木能津1-601-1

TEL 76-220322

FAX 76-211801

私たちの住みかたを

美しく保ちたい